

【書類名】 意見書
【あて先】 特許庁審査官 坪内 優佳 殿
【事件の表示】
【出願番号】 特願2018- 1846
【特許出願人】
【識別番号】 516061768
【住所又は居所】 東京都八王子市千人町3-16-7
【氏名又は名称】 株式会社古屋興産
【代理人】
【識別番号】 100088063
【住所又は居所】 東京都八王子市子安町1丁目43番地6号 第一八王子ハイツ401号室 坪内特許事務所
【弁理士】
【氏名又は名称】 坪内 康治
【電話番号】 042-644-5502
【発送番号】 148617
【意見の内容】

(1) 本願請求項4について、「混撚ロープロープ」の記載が「混撚ロープ」を意図するか不明であり、特許法第36条第6項第2号に規定する要件を満たしておらず、請求項1記載の発明は下記引用文献1-2から当業者が容易に発明できたものであり、請求項2記載の発明は書き引用文献1-3から当業者が容易に発明できたものであるからいずれも特許法第29条第2項規定により特許を受けることができないとの拒絶理由の通知を受けましたが、出願人は承服できません。

(2) 同日に提出した手続補正書により、請求項4の「混撚ロープロープ」は「混撚ロープ」に補正しました。補正の根拠は明細書の段落0022であります。これにより、特許法第36条第6項第2号の規定違反は解消したものと思慮します。

(3) 補正後の本願請求項1-4記載の発明の特徴
請求項1-4記載の発明は、

(A) 掌と手甲の周りに着脱自在に装着して、ロープを掴むことができる手嵌め具であって、

(B) 掌側と手甲側の内、少なくとも掌側がロープを編んで形成した変形性を有するマット体により形成されており、これにより、

(a) 手嵌め具を装着してロープを掴むと、手の中で移動するロープとロープを編んで形成したマット体から成る掌部の間に大きな摩擦力が働き、ロープの移動速度の速い場合でも、確実にブレーキを掛けることができ、

(b) また、マット体の断熱性により作業者の手に摩擦熱が伝わり難くなる、という、優れた作用効果を奏することができます。

(4) 引用文献1、2と本願請求項1-4記載の発明との対比

(4-1) 引用文献1は、対刃用の防護手袋の発明であり(段落0001、0005、0023、0034、0036、0037、0038、0039、0043)、本願がロープ掴み用の手嵌め具であるのとは、技術分野が異なります。

(4-2) 引用文献1には、防護手袋につき、請求項1その他において、「金属ロープ」を経、緯の少なくとも一方に引揃えた布帛状物、「金属ロープ」を含む組物状物およびネット状物から選ばれた少なくとも1種のシート状物を挿入した多層構造シートで構成されている、と記載されているが、引用文献1の「金属ロープ」の太さは、請求項9、段落0013等において、直径0.3~1.0mmの範囲が好ましいとあります。

JIS規格やロープ産業の業界などでは、「ロープ」の呼称につき直径5、6mm以上の太さのものをいい、直径0.3~1.0mmの太さのものには使用しない。引用文献1は「金属ロープ」の用語を誤って使用しており、本来、「金属線」と記載すべきものであります。

引用文献1は、合成繊維からなる高強度繊維を含む複数枚の積層体の中間に「金属ロープ」(=金属線)を含むシート状物を挿入した状態で、厚みが2mm以下の薄いものがあります(段落0034、0036、0038、0043)。「金属ロープ」(=金属線)を含むシート状物の厚みは、2mmより遥かに薄い筈です。

これに対し、本願請求項1-4記載の発明のマット体は、太さが5、6mm以上のロープを編んだものですから、厚みは1cm程度は有り、引用文献1とは厚みが全く異なります。

審査官殿は、拒絶理由通知備考欄で、引用文献1は、「ロープを編んで形成した・・・マット体により形成されている、手嵌め具が記載されている」と認定されていますが、全くの誤解というほかありません。

(4-3)引用文献1は、耐刃用の防護手袋であり、移動するロープの掴み用でなく、耐摩擦性、熱伝達性については何ら考慮されていません。

仮に、引用文献1の防護手袋を移動するロープを掴む場面で使用しようとする、引用文献1の「金属ロープ」(=金属線)を含む薄いシート状物では、耐摩擦性や摩擦熱の遮断性が悪く、仮に速い速度で移動するロープを掴んだ場合、摩擦熱で擦り切れ易く、また手に摩擦熱が伝わって火傷してしまう恐れがあります。

審査官殿は拒絶理由通知の備考欄において、引用文献1の防護手袋をロープ掴む際に使用することは、当業者が容易に想到し得ることである、と主張されていますが、対刃防護用に作られた手袋を、ロープ掴み用に転用することになんのメリットもないことを当業者が想到する筈がありません。

これに対し、本願請求項1-4記載の発明では、ロープを編んだマット体により形成したことにより、変形性を持たせながら厚みを確保でき、速い速度で移動するロープを掴んだ場合、摩擦熱で擦り切れ難くなり、また手に摩擦熱が伝わって火傷してしまう恐れも少なくなります。かかる本願請求項1-4記載の発明の作用効果を引用文献1は何ら発揮することができません。

(4-4)引用文献2は、災害時に避難用ロープを掴む避難用手袋の発明であり、本願と技術分野が同じである。

(4-5)引用文献2は、掌面に設けた断熱シートの層の中央に、断熱性、耐摩耗性、弾性を有する横溝付の嵌合部材を取り付けた発明であり、使用時、嵌合部材に避難用ロープを嵌合させるようにしたものであります。引用文献2の発明は、嵌合部材に非難用ロープを嵌合する構造なので、避難用ロープを掴んで降下している途中で外れ易い欠点があります。また、避難用ロープを嵌合部材に嵌合させるまではロープが停止している必要があり、速く移動しているロープを掴む場面には使用できない欠点もあります。

これに対し、本願請求項1-4記載の発明では、掴んだロープが外れる恐れはなく、移動中のロープであっても容易に掴むことができます。かかる本願請求項1-4記載の発明の作用効果を引用文献2は何ら発揮することができません。

(5)以上説明したように、同日提出した手続補正書により特許法第36条第6項第2号に規定違反は解消しました。また、引用文献1の発明は、本願発明と技術分野、目的、構成のいずれにおいても著しく相違するのは勿論のこと、仮にロープを掴む用途に使用したとしても、本願発明の作用効果を奏することも全くできません。引用文献2も、本願発明と構成が著しく相違し、移動するロープを掴む場面において本願発明の作用効果を奏することも全くできません。従って、引用文献1と2を如何に組み合わせても、当業者が本願発明を容易に思到できる筈が無く、本願発明は特許されるべきものと確信します。

以上